

保 健 福 祉 委 員 会

令和8年7月22日

【庶務報告】

〔福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) 障害福祉施設・保育所等における熱中症予防支援事業について
(障害福祉課長)

〔福祉部〕

- (1) 葛飾区福祉サービス苦情調整条例調査拒否国家賠償請求事件について
(福祉管理課長)
- (2) 高額療養費制度の見直しについて
(国保年金課長)
- (3) 自立支援センターの設置予定地等について
(西生活課長)

〔児童相談部〕

- (1) 葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について
(相談援助担当課長)

障害福祉施設・保育所等における熱中症予防支援事業について

障害福祉課

保健予防課

子育て政策課

子育て施設支援課

子ども家庭支援課

1 概要

都の補助事業を活用し、障害福祉施設・保育所等における熱中症予防を行うことで、安全・安心な施設環境を確保するもの

2 対象施設

- (1) 障害福祉施設 施設入所支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、居宅介護、同行援護、計画相談支援等のサービスを提供する施設及び事業所
- (2) 保育所等 私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認証保育所、認可外保育施設、学童保育クラブ、子育てひろば

3 内容

- (1) 日除けやミストシャワー等の導入
 - 1 施設当たり上限 100 万円（障害福祉施設・保育所等共通）
- (2) その他熱中症予防（消耗品の購入等）
 - ア 障害福祉施設 1 施設当たり上限 3 万 7 千円
 - イ 保育所等 1 施設当たり上限 2 万円
- (3) 補助率
 - 都：4 分の 3、区：4 分の 1

4 予算措置

第 3 回定例会において補正予算案に計上予定

庶務報告 No. 1
福祉部
令和8年7月22日

葛飾区福祉サービス苦情調整条例調査拒否国家賠償請求事件について

福祉管理課

次のとおり、葛飾区福祉サービス苦情調整条例調査拒否国家賠償請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 原告は、身体障害及び識字障害を有することから、視覚障害者等用データ（以下「DAISY図書」という。）等の図書館サービスを利用しようとして葛飾区外の3図書館に対し、DAISY図書の作成等の要望をした。これに対し、各図書館は、DAISY図書の作成は音訳ボランティア等の協力のもと実現できるものであるため、要望の全てに応えることは困難であるという趣旨の回答をした。
- (2) 原告は、身体障害及び識字障害を有し、通常の活字図書の読書が著しく困難であって、DAISY図書等の代替資料が不可欠であるため、図書館等から原告に宛ててDAISY図書を特定録音物等郵便物として差し出すことの可否を、日本郵便株式会社に照会した。これに対し、日本郵便株式会社は、視覚障害者以外の理由で読書が困難な方は対象とならない旨の回答をした。
- (3) 原告は、葛飾区福祉サービス苦情調整委員条例（以下「本件条例」という。）に基づき、(1)及び(2)の相手方それぞれに対し改善措置を講ずるよう勧告することを求めるため、葛飾区長の附属機関である葛飾区福祉サービス苦情調整委員に苦情申立てを行ったところ、当該委員は、本件条例の効力が及ぶ範囲が葛飾区内に限られることから調査等を行うことが相当でないとして、原告の苦情に関する調査等を行わない旨の決定をし、通知をした。
- (4) (3)の通知は、本件条例を適切に解釈すべき職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然としたものであるから、国家賠償法第1条第1項に違反する。
- (5) 原告は、(3)の通知により、苦情の調査、調整その他の処理を受けるべき手続上

の利益を違法に奪われ、紛争解決の機会を失うとともに、(3)の通知は門前払いに等しいものであったことにより多大な精神的苦痛を被った。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 葛飾区福祉サービス苦情調整条例調査拒否国家賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]
[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 被告は原告に対し、金10万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和8年6月10日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月19日）

(2) 第1回期日は、現時点で指定されていない。

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 2
福祉部
令和 8 年 7 月 22 日

高額療養費制度の見直しについて

国保年金課

1 趣旨

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、被保険者が医療機関の窓口において支払った自己負担額のうち、所得区分に応じて定められた自己負担限度額を超える部分について保険者が事後的に払戻しを行う制度である。

国においては、本制度のセーフティネット機能を将来にわたり維持するとともに、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者に配慮しつつ、令和 8 年 8 月から及び令和 9 年 8 月からの二段階で制度の見直しを行う予定としている。

この度、令和 8 年 5 月 29 日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高額療養費の支給に関して必要な事項について、特に「長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計に与える影響」等に配慮して政令で定めることとなった（健康保険法第 115 条第 2 項、国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条第 2 項）。

本法律の改正を踏まえ、高額療養費算定に係る基準額等の改正等を含む健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）の公布が同年 7 月下旬に予定されている。

2 改正政令による主な変更点

（1）令和 8 年 8 月からの変更（別紙 1）

ア 低所得者の月額上限を据え置くなどの配慮を行いつつ、応能負担の考え方を踏まえ、自己負担限度額の引き上げを行う。

イ 多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入し、月単位の「限度額」に到達しない場合も、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担を不要とする。

ウ 70 歳以上住民税非課税世帯のうち、低所得者Ⅱ（擬制世帯主を含む同一世帯の国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯）及び区分Ⅱ（住民税非課税世帯のうち、世帯全員の所得が 0 円又は老齢年金を受給している世帯以外の世帯）に該当する世帯には、イの年間上限の他、個人ごとの外来年間限度額及び世帯ごとの外来・入院に係る多数回該当の限度額を新設する。

- (2) 令和9年8月からの変更（別紙2）
所得区分の細分化、上限額の細分化及び引き上げを行う。

3 今後の予定（厚生労働省）

令和8年6月6日 ～ 7月5日	改正政令案に関するパブリックコメントの実施
令和8年7月下旬	改正政令の公布
令和8年8月1日	改正政令の一部施行

4 区の対応について

改正政令の公布後、確定した内容について広報かつしか、区公式ホームページ及び区公式SNSを活用し、被保険者への周知を速やかに行う。

高額医療費を支払ったときの自己負担限度額

● 70歳未満

年収目安	負担割合	区分	自己負担限度額(月額)				年間上限※2
					多数回該当※1		
			令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～
約1,160万円～	3割	ア	270,300円 + (医療費の10割－901,000円)×1%	252,600円 + (医療費の10割－842,000円)×1%	140,100円	140,100円	1,680,000円
約770万円～ 約1,160万円		イ	179,100円 + (医療費の10割－597,000円)×1%	167,400円 + (医療費の10割－558,000円)×1%	93,000円	93,000円	1,110,000円
約370万円～ 約770万円		ウ	85,800円 + (医療費の10割－286,000円)×1%	80,100円 + (医療費の10割－267,000円)×1%	44,400円	44,400円	530,000円
～約370万円		エ	61,500円	57,600円	44,400円	44,400円	530,000円
住民税非課税		オ	36,900円	35,400円	24,600円	24,600円	290,000円

● 70歳から74歳まで

年収目安	負担割合	適用区分	自己負担限度額(月額)						年間上限※2
			外来の限度額(個人ごと) [外来年間合算] ※3		外来＋入院の限度額(世帯ごと)				
			令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～	～令和8年7月	多数回該当※1		
約1,160万円～	3割	現役並みⅢ	270,300円＋ (医療費の10割－901,000円)×1%	252,600円＋ (医療費の10割－842,000円)×1%	270,300円＋ (医療費の10割－901,000円)×1%	252,600円＋ (医療費の10割－842,000円)×1%	140,100円	140,100円	1,680,000円
約770万円～ 約1,160万円		現役並みⅡ	179,100円＋ (医療費の10割－597,000円)×1%	167,400円＋ (医療費の10割－558,000円)×1%	179,100円＋ (医療費の10割－597,000円)×1%	167,400円＋ (医療費の10割－558,000円)×1%	93,000円	93,000円	1,110,000円
約370万円～ 約770万円		現役並みⅠ	85,800円＋ (医療費の10割－286,000円)×1%	80,100円＋ (医療費の10割－267,000円)×1%	85,800円＋ (医療費の10割－286,000円)×1%	80,100円＋ (医療費の10割－267,000円)×1%	44,400円	44,400円	530,000円
～約370万円	2割	一般	22,000円 [216,000円]	18,000円 [144,000円]	61,500円	57,600円	44,400円	44,400円	530,000円
住民税非課税 ※4		低所得Ⅱ	11,000円 [96,000円]	8,000円	25,700円	24,600円	24,600円		290,000円
		低所得Ⅰ	8,000円		15,700円	15,000円			180,000円

●75歳以上

年収目安	負担割合	適用区分	自己負担限度額(月額)						年間上限※2
			外来(個人ごと)の限度額 [外来年間合算]※3		外来+入院の限度額(世帯ごと)				
					多数回該当※1				
			令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～	～令和8年7月	令和8年8月～
約1,160万円～	3割	現役Ⅲ	270,300 円+ (医療費の 10 割-901,000 円)×1%	252,600 円+ (医療費の 10 割-842,000 円)×1%	270,300 円+ (医療費の 10 割-901,000 円)×1%	252,600 円+ (医療費の 10 割-842,000 円)×1%	140,100 円	140,100 円	1,680,000 円
約770万円～ 約1,160万円		現役Ⅱ	179,100 円+ (医療費の 10 割-597,000 円)×1%	167,400 円+ (医療費の 10 割-558,000 円)×1%	179,100 円+ (医療費の 10 割-597,000 円)×1%	167,400 円+ (医療費の 10 割-558,000 円)×1%	93,000 円	93,000 円	1,110,000 円
約 370万円～ 約 770 万円		現役Ⅰ	85,800 円+ (医療費の 10 割-286,000 円)×1%	80,100 円+ (医療費の 10 割-267,000 円)×1%	85,800 円+ (医療費の 10 割-286,000 円)×1%	80,100 円+ (医療費の 10 割-267,000 円)×1%	44,400 円	44,400 円	530,000 円
～約 370万円 ※5	2割	一般Ⅱ	22,000 円	18,000 円	61,500 円	57,600 円	44,400 円	44,400 円	530,000 円
			[216,000 円]	[144,000 円]					
	一般Ⅰ	22,000 円	18,000 円	61,500 円	57,600 円	44,400 円	44,400 円	530,000 円	
		[216,000 円]	[144,000 円]						
住民税非課税 ※6	1割	区分Ⅱ	11,000 円	8,000 円	25,700 円	24,600 円	24,600 円		290,000 円
			[96,000 円]						
		区分Ⅰ	8,000 円		15,700 円	15,000 円			180,000 円

- ※1 多数回該当：高額療養費の支給を受けた月が直近12か月に3回以上あった場合、4回目からの自己負担限度額を軽減する。
- ※2 年間上限：8月から翌年7月までに支払った医療費の自己負担限度額を世帯ごとに合算し、上限超過分を支給する。
- ※3 外来年間合算：70歳以上の一般・低所得区分の被保険者の個人ごとの外来受診額について、8月から翌年7月までに支払った金額が外来年間合算額を超えている場合、その超えた部分を支給する。
- ※4 低所得Ⅱ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
低所得Ⅰ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯のうち、各人の所得が、必要経費及び控除を差し引いたときに0円になる世帯
- ※5 一般Ⅱ：年収目安約370万円未満（課税所得145万円未満）のうち、課税所得が28万円以上かつ年間収入+その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の世帯
一般Ⅰ：年収目安約370万円未満（課税所得145万円未満）のうち、一般Ⅱに該当しない世帯
- ※6 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない世帯
区分Ⅰ：住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入は82万6,500円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）又は、住民税非課税世帯であり、老齢年金を受給している世帯

変更箇所凡例：

ア 自己負担限度額の引き上げ

イ 年間上限の導入

ウ 低所得者Ⅱ・区分Ⅱの外来年間限度額、世帯ごとの外来・入院に係る多数回該当限度額（70歳以上のみ）

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

別紙2

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
	約1,650万円 ～	127万円以上	1,356万円超	3割 （※1）	342,000 +（医療費－1,140,000）× 1%	<140,100>	1,680,000
	約1,410万円 ～ 約1,650万円	103万円 ～ 121万円	1,110万円～1,356万円		303,000 +（医療費－1,010,000）× 1%		
	約1,160万円 ～ 約1,410万円	83万円 ～ 98万円	901万円～1,110万円		270,300 +（医療費－ 901,000）× 1%		
	約1,040万円 ～ 約1,160万円	71万円 ～ 79万円	809万円～901万円		209,400 +（医療費－ 698,000）× 1%	<93,000>	1,110,000
	約950万円 ～ 約1,040万円	62万円 ～ 68万円	679万円～809万円		194,400 +（医療費－ 648,000）× 1%		
	約770万円 ～ 約950万円	53万円 ～ 59万円	600万円～679万円		179,100 +（医療費－ 597,000）× 1%		
	約650万円 ～ 約770万円	44万円 ～ 50万円	410万円～600万円		110,400 +（医療費－ 368,000）× 1%	<44,400>	530,000
	約510万円 ～ 約650万円	36万円 ～ 41万円	313万円～410万円		98,100 +（医療費－ 327,000）× 1%		
	約370万円 ～ 約510万円	28万円 ～ 34万円	210万円～313万円		85,800 +（医療費－ 286,000）× 1%		
	約260万円 ～ 約370万円	20万円 ～ 26万円	127万円～210万円		69,600		
	約200万円 ～ 約260万円	16万円 ～ 19万円	86万円～127万円		65,400		
	～ 約200万円	15万円以下	86万円以下		61,500	<34,500>	410,000
住民税非課税			36,900		<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）			年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）		多数回該当	
	約1,650万円 ～	127万円以上	1,107万円以上	3割	342,000 +（医療費－1,140,000）× 1%	<140,100>	1,680,000	
	約1,410万円 ～ 約1,650万円	103万円 ～ 121万円	900万円以上		303,000 +（医療費－1,010,000）× 1%			
	約1,160万円 ～ 約1,410万円	83万円 ～ 98万円	690万円以上		270,300 +（医療費－ 901,000）× 1%			
	約1,040万円 ～ 約1,160万円	71万円 ～ 79万円	614万円以上		209,400 +（医療費－ 698,000）× 1%	<93,000>	1,110,000	
	約950万円 ～ 約1,040万円	62万円 ～ 68万円	504万円以上		194,400 +（医療費－ 648,000）× 1%			
	約770万円 ～ 約950万円	53万円 ～ 59万円	380万円以上		179,100 +（医療費－ 597,000）× 1%			
	約650万円 ～ 約770万円	44万円 ～ 50万円	280万円以上		110,400 +（医療費－ 368,000）× 1%	<44,400>	530,000	
	約510万円 ～ 約650万円	36万円 ～ 41万円	203万円以上		98,100 +（医療費－ 327,000）× 1%			
	約370万円 ～ 約510万円	28万円 ～ 34万円	145万円以上		85,800 +（医療費－ 286,000）× 1%			
	約260万円 ～ 約370万円	20万円 ～ 26万円 （※2）	57万円以上 （※2、3）	2割	28,000 （年間上限216,000）	69,600		
	約200万円 ～ 約260万円	16万円 ～ 19万円	28万円以上		65,400			
	～ 約200万円	15万円以下	28万円未満 （※4）	70-74歳 2割 75歳以上 1割（※5）	22,000 （年間上限216,000）	61,500	<34,500>	410,000
	住民税非課税				13,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
住民税非課税（所得が一定以下）			8,000		15,700	—	180,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（複数世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。5

※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

庶務報告 No. 3
福祉部
令和 8 年 7 月 22 日

自立支援センターの設置予定地等について

西生活課
東生活課

1 趣旨

自立支援センターの設置については、令和 7 年 12 月の保健福祉委員会において、事業概要に係る庶務報告を行ったところである。今般、設置予定地の選定を行ったため、報告するもの。

また、施設設置に向けて、自立支援センターに関する連絡協議の場として、地域住民や関係団体で構成する地域連絡協議会を設置する。

2 事業内容

(1) 利用対象者

住居や仕事にお困りで、就労による自立と社会生活への復帰支援を受ける意思があり、禁酒や門限等のルールを守り生活できる方

(2) 支援内容

宿所・食事の提供、生活相談・指導、健康診断・健康回復、アセスメントを行う。アセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる方に対し、就労支援を行う。就労が継続できている方には、賃貸アパート等で单身生活をしていくための生活訓練を行うとともに、賃貸アパートの確保を支援していく。

(3) 利用期間

施設入所期間は最大 6 か月

(4) 福祉事務所との連携

利用を決定した各区の福祉事務所は、就労自立までの間、自立支援センターから支援状況の報告を受ける。また、病気の発見等により就労自立ができないと判断された場合には、生活保護等の対応をとる。

3 施設概要

住居と仕事に困っている方々の一時的な保護及び就労による自立等の支援を行うため、東京都と特別区が共同で設置する。

設置期間 令和 11 年 3 月から 5 年間

延床面積 約 1,200 m²

定員 50 人

運営 特別区人事・厚生事務組合が委託する社会福祉法人等
※施設職員は夜間含め、24 時間常駐する。

4 設置予定地の選定

(1) 選定条件

- ア 区有地又は都有地であること
- イ 1,000 m²以上の敷地であること
- ウ 現に利用されておらず、令和16年9月まで利用の予定がないこと
- エ 利用者が自立に向けた活動を行いやすい環境であること

(2) 選定理由

選定条件に合致する場所であり、駅やかつしかワークプラザにも近いこと、就労自立を支援する目的に適した場所である。

(3) 予定地

場 所 東堀切一丁目16番（都営アパート跡地）

敷地面積 約1,600 m²



5 住民説明会

(1) 住民説明会の実施

令和7年12月から令和8年6月にかけて住民説明会を4回開催し、事業内容や今後のスケジュール等を説明した。当日の質疑応答の内容については、開催報告としてまとめ近隣自治町会での回覧及び近隣地区センターでの閲覧により近隣住民に周知した。

(2) 主な意見・質問

- ・どのような人が利用するのか。
- ・地域の環境や治安に影響はないか。
- ・地域とのトラブルはなかったのか。
- ・入居者の利用に当たり規則はあるか。
- ・設置に当たり地域のメリットはないのか。

6 地域連絡協議会の設置

自立支援センターの円滑な設置、運営及び管理のため、地元住民及び関係機関との連絡協議の場として地域連絡協議会を設置する。

(1) 協議事項

- ア 自立支援センターの設置・運営・管理に関する事項
- イ その他協議会が必要と認めた事項

(2) 委員構成

- ア 自治町会代表
- イ 民生委員代表
- ウ 近隣学校代表
- エ 自立支援センター運営法人職員
- オ 特別区人事・厚生事務組合職員
- カ 東京都福祉局職員
- キ 葛飾区福祉部職員

(3) 設置時期

令和8年秋頃（予定）

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年秋頃 基本設計住民説明会
 地域連絡協議会設置

令和9年4月～ 実施設計
 10月～ 建設工事

令和11年3月 開設

令和16年3月 閉鎖（9月まで解体工事）

※設計、建設工事及び解体工事は東京都が実施する。

庶務報告 No. 1
児童相談部
令和8年7月22日

葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について

相談援助担当課

1 条例制定の理由

令和7年4月の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、一時保護委託者に関する規定が整備され、その施行に必要な基準として令和8年3月30日付けで、同年10月1日を施行期日とする一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。以下「国基準」という。）が公布された。これを受けて、法第33条第1項第2号に規定する内閣府令で定める施設等（乳児院、病院、里親等）以外に一時保護委託する場合は、法第34条の22第2項の規定に基づき条例を制定した上で、一時保護委託者を登録することが必要となったため、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）を制定するもの

2 国基準に定められている主な基準

条例で定める登録の要件となる基準は、国基準に従い定めるものとする。主な国基準は以下のとおりである。

（1）児童の権利・行動の制限や権利擁護等に関する基準

- ア 児童の人格を尊重し、国籍、信条、社会的身分等により、差別的取扱いを行わないこと。
- イ 正当な理由なく児童の権利を制限せず、やむを得ず制限する場合は十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- ウ 児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備すること。
- エ 苦情対応の措置を講じ、第三者の関与により公正な解決を図ること。

（2）児童の安全確保及び適正処遇に関する基準

- ア 虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止すること。
- イ 児童対象性暴力等の防止のため、必要な確認・措置を講ずること。
- ウ 児童の移動時には所在確認を行う体制を整備すること。
- エ 非常災害対策を講じ、定期的に避難訓練等を実施すること。

（3）設備及び生活環境に関する基準

- ア 居室、食事をする場、浴室及び便所等を設け、衛生的かつ安全な環境を確保すること。
- イ 児童のプライバシーに配慮した生活環境を整えること。
- ウ 男女別の設備の設置や児童の年齢・性別等に応じた配慮を行うこと。

(4) 養護及び生活支援等に関する基準

- ア 児童の希望等を尊重し、通学支援等必要な教育上の支援を行うよう努めること。
- イ 生活支援や教育を通じて、児童の健やかな成長を支援すること。
- ウ 親子関係の再構築支援や一時保護解除後の支援に協力する体制を整備すること。

(5) 職員配置及び運営に関する基準

- ア 児童の養育に従事する職員について、必要な資質・専門性を確保すること。
- イ 夜間においても職員を配置し、常時対応できる体制を整備すること。
- ウ 衛生管理、健康管理、記録管理及び秘密保持を適切に行うこと。

3 本区の一時保護の現状及び今後の課題

(1) 本区の一時保護の現状

- ア 一時保護が必要な児童がいた場合、原則、葛飾区一時保護所で一時保護しており、令和7年度の一時保護を決定した164件のうち、保護先の変更を含めた一時保護委託の件数は37件である。
- イ 一時保護委託を行う場合、法第33条第1項第2号に規定する内閣府令で定める施設等（乳児院、病院、里親等）への委託が多い。
- ウ 今後登録が必要となる一時保護委託者への令和7年度の委託件数は、2件である。

(2) 今後の課題

- ア 様々な事情を抱えた児童の一時保護に対応することができるように登録基準を満たした一時保護委託先を確保し、一時保護の受け皿を増加させる。
- イ 一時保護委託者登録制度の運用について、広域の児童を受け入れる一時保護委託者の負担軽減のため、申請方法や申請内容の確認方法等を東京都や児童相談所設置区と足並みを揃える必要性について検討する。

4 参考

【別紙】一時保護委託者の登録等に関する基準
(令和8年内閣府令第16号)

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年第3回定例会	議案の提出
条例公布日	条例施行

○内閣府令第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第三項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を次のように定める。

令和八年三月三十日

一時保護委託者の登録等に関する基準

内閣総理大臣 高市 早苗

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護委託者登録等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十三条及び第十五条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条第二号及び第八号並びに第十五条第二項（入所している児童の居室及び法第三十三条第一項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十七条、第二十条第三項及び第二十三条の規定による基準

四 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 一時保護委託者登録等基準は、登録・時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録・時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、一時保護委託者登録等基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的等)

第二条 法第三十四条の二十二第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第三条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第四条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第五条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は都道府県知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は都道府県知事に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の、般的要件）

第十三条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条 児童相談所長又は都道府県知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十一条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十三条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるよう記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十四条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十五条 都道府県知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十六条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第二十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

2 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附 則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

令和 8 年度 児童相談部 幹部職員異動名簿

令和 8 年 7 月 1 日付

NO	新 任 職	氏 名	前 任 職
1	児童相談部長 児童相談法務担当課長事務取扱	中 林 貴 紀	児童相談部長